

株式会社斐太工務店「（仮称）江差風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

平成29年6月20日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）江差風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社斐太工務店に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道檜山郡江差町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 約21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月24日
環境大臣意見受理	平成29年 6月 2日
経済産業大臣意見	平成29年 6月20日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井  
電話03-3501-1742（直通）

株式会社斐太工務店「（仮称）江差風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価の結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響についても検証した上で、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらの新設する場合に比べ環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮すること。

（2）事業計画の見直し

2.（1）により、鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（3）工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、事業実施想定区域にある既設の風力発電設備等の撤去工事を、本事業の一部として行う場合には、撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等への環境影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置を含めた検討を適切に実施すること。撤去工事について、本事業の一部として行わない場合は、方法書においてその理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

（4）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置

を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備の更新については、現況からの環境影響の程度の増加分のみに着眼することなく、現況における環境保全上の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

### (2) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生が存在し、自然環境の保全上重要な地域であることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査により植生自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境のまとまりの場の分断を回避するとともに、改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。